

## 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始

下記の工事について、簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和2年1月31日

青森県上北地域県民局長 楠美 祥行

### 記

#### 1 工事概要

##### (1) 工事名

令和2年度 上北地域県民局管内橋梁維持工事

##### (2) 工事場所

上北地域県民局管内

##### (3) 工種

土木一式

##### (4) 工事内容

本工事は、上北地域県民局が所管する橋梁について、現状把握と早期対策により、安全確保と長寿命化を目的に、以下の工種を行うものである。

- ①日常点検（一次）
- ②追跡調査
- ③清掃・維持工事
- ④緊急措置
- ⑤対策工事
- ⑥その他

##### (5) 工期

契約締結日から令和3年3月25日まで

#### 2 工事量の目安となる金額4800万円程度（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、予算成立後に契約することを条件とする。

#### 3 参加資格について

公募資格者は、以下に掲げる要件を全て満たしている者とする。

##### (1) 次の管内（又は地域）に本店を有していること。

上北地域県民局

##### (2) 青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成2年3月青森県規則第18号）第6条の規定により、次の等級に決定されていること。

土木一式工事 特A級

- (3) 過去15年間に次の同種建設工事の施工実績（下請負人としてのものを除く。）を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。

橋梁に関する工事の施工実績

- (4) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- (5) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 簡易公募型プロポーザルの参加表明書、技術提案書の提出期限の日から、契約締結の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 簡易公募型プロポーザルの参加表明書、技術提案書の提出期限の日から、契約締結の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領（令和元年7月4日付け青監第334号）別表第9号から第19号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がないこと。
- (8) 会社更生法（平成30年法律第16号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 警察当局から、知事に対して、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。
- (10) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に定める専任の主任技術者又は監理技術者を配置することができること。主任技術者にあつては、1・2級相当の国家資格等を有する者に限る。

4 技術提案書を特定するための評価項目

- (1) 技術者評価
- (2) 工事実施方針の評価
- (3) 地域特性の理解度等の評価
- (4) 特定テーマに対する技術提案の的確性の評価

工事請負契約は、提出された技術提案書が技術的に最も優れている者と上北地域県民局長との間で契約の交渉を行い、予定金額の範囲内で契約することになる。

5 手続等

- (1) 担当部局

〒034-0093 青森県十和田市西十二番町20-12

青森県上北地域県民局地域整備部道路施設課

TEL：0176-23-4327

FAX：0176-23-4391

(2) 橋梁維持工事説明書の交付

令和2年1月31日から令和2年2月13日まで

上北地域県民局地域整備部ホームページ

(<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/to-kendo/kyoryo.html>) 上で  
配付

(3) 参加表明書、技術提案書の提出期限、方法及び提出場所

令和2年2月14日(金)17時までに、持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。提出期限日必着のこと。)により(1)の担当部局まで提出すること。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。また、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(2) 問い合わせ先

〒034-0093 青森県十和田市西十二番町20-12

青森県上北地域県民局地域整備部道路施設課

TEL: 0176-23-4327

FAX: 0176-23-4391

(3) 詳細は橋梁維持工事説明書による。